

エコマーク商品認定証

エコマーク認定基準に適合し、財団法人 日本環境協会の認定を受けていることを証明します。

1. 認定商品

- 1) エコマーク認定番号 04 110 014
- 2) エコマーク商品類型名 No. 110 「生分解性潤滑油Version2.1」
- 3) 商品ブランド名 パイラーエコオイル PE46

- 4) 型式等 裏面に記載の通りとする。
- 5) 使用契約者名 株式会社技研製作所
- 6) マーク下段の表示 該当する認定基準書に記載の表示方法に従うこと。
- 7) 認定の条件

2. エコマーク認定の有効期間（使用期間）

2006年11月20日 ～ 2009年 1月9日（認定基準の有効期限日）

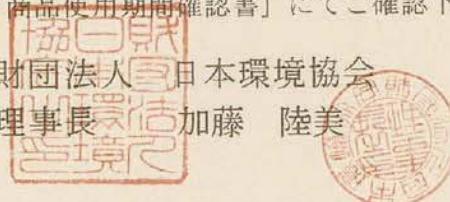
エコマーク使用料を毎年お支払いいただくことで、エコマーク使用契約は支払対象期間ごとに1年間を単位として上記有効期間の満了日まで継続されます。

ただし、別に定める手続によりエコマーク商品の属する商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、本認定の有効期間もそれに従います。

なお、解約の申入れに基づく合意解約、及び認定の取り消しまたはエコマーク使用料の支払いがなされない場合等に契約が解除されたときは、エコマーク商品の認定についてもそれぞれ解約日及び解除日に遡って終了します。

使用期間の確認は、毎年発行する「エコマーク商品使用期間確認書」にてご確認下さい。

財団法人 日本環境協会
理事長 加藤 陸美



商品ブランド名・型式一覧表

使用契約者名	株式会社技研製作所
認定番号	04 110 014
商品ブランド名	パイラーエコオイル PE46 以下余白
型式	以下余白

日環エコ第090529273号

2009年 5月29日

株式会社技研製作所 殿

財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局



有効期限延長のご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃当協会のエコマーク事業運営に関しまして、格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記エコマーク商品の認定の有効期限日は、エコマーク使用契約書 第10条及び(表)五に記載の認定基準の有効期限日としておりましたが、エコマーク事業実施要領 第3章エコマーク商品認定 9. エコマーク商品認定の有効期間の規定により、認定基準の有効期限日が延長されることとなりました。

つきましては、下記のとおり有効期が延長されましたので、ご連絡申し上げます。

敬具

記

<対象認定商品>

エコマーク 認定番号	商品ブランド名	商品担当者	延長前の認定 基準の有効期限	延長された認定 基準の有効期限
04 110 014	パイラーエコオイル PE46	川村 健一	2012年 1月31日	2017年 1月31日

以上

本件に関する連絡先

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16馬喰町第一ビル9階
財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 総務・契約監査課 担当 津崎・相原
TEL: 03-5643-6255 FAX: 03-5643-6257

※ 本書は、商品担当者様宛にお送りしています。支払担当者様にも本内容をお伝え下さい。